

(平成27年3月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月25日  
申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社から毎月の月例給与とともに2万円程度の賞与が支給されたと主張しているところ、同社の元清算人から提出された賞与に係る資料には、申立期間において申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されていることが確認でき、当該合計金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において事業主から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人の主張並びに元清算人から提出された上記資料等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、2万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月\*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る貸金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万1,000円、申立期間②は2万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年8月25日

申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の元清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、元清算人から提出された上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、2万7,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、元清算人から提出された上記賞与に係る資料には、申立期間①及び②に申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①に係る賞与の支給があった旨及びその金額を示しているところ、A社の元清算人から提出された賞与に係る資料から推認される賞与額と申立人が示した金額はおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた

ことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、申立人の主張並びに元清算人から提出された上記資料等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、2万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月\*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る賃金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は7万6,000円、申立期間③は7万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日  
③ 平成 16 年 8 月 25 日

申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人から提出された給与明細書及びA社の元清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、元清算人から提出された上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、7万8,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、課税庁から提出された「平成16年度市民税・県民税課税台帳」及びA社の元清算人から提出された「平成16年分給与所得の源泉徴収票」において確認できる保険料控除額から、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、元清算人から提出された上記賞与に係る資料には、申立期間①から③

までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社から毎月の月例給与とともに、申立期間①及び②に係る賞与の支給があった旨及びその金額を主張しているところ、元清算人から提出された上記賞与に係る資料で確認できる社会保険料の合計金額を基に算出した賞与額は、申立人が主張している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、申立人の主張並びに元清算人から提出された上記資料等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、いずれも7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月\*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る賃金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は1万9,000円、申立期間③は6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日  
③ 平成 16 年 8 月 25 日

申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、元清算人から提出された上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、元清算人から提出された上記賞与に係る資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されていることが確認できる。

また、申立人は、A社から毎月の月例給与とともに、いずれも2万円程度の賞与が支給されたと主張しているところ、元清算人から提出された上記賞与に係る資料で確認できる社会保険料の合計金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。



これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、申立人の主張並びに元清算人から提出された上記資料等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、いずれも1万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月\*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る貸金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は98万円、申立期間③は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 5 日  
② 平成 17 年 12 月 29 日  
③ 平成 18 年 8 月 5 日  
④ 平成 18 年 12 月 28 日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額が誤った額で届出されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社から提出された当該期間の支給額のみ記載された資料及び複数の同僚の賞与明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は98万円、申立期間③は100万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の賞与額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に対し届出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、A社も当時の資料は無いと回答しているため、当該期間における賞与の支給及び厚生

年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間④について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、上記賞与関連資料から、当該期間において、申立人は、オンライン記録より高い額の賞与を事業主から支給されていたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、申立期間①及び④について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ105万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月5日  
② 平成17年12月29日  
③ 平成18年8月5日  
④ 平成18年12月28日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額が誤った額で届出されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社から提出された当該期間の支給額のみ記載された資料及び複数の同僚の賞与明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（105万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の賞与額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に対し届出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、A社も当時の資料は無いと回答しているため、当該期間における賞与の支給及び厚生

年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間④について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、上記賞与関連資料から、当該期間において、申立人は、オンライン記録より高い額の賞与を事業主から支給されていたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、申立期間①及び④について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は30万円、申立期間③は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月5日  
② 平成17年12月29日  
③ 平成18年8月5日  
④ 平成18年12月28日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額が誤った額で届出されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社から提出された当該期間の支給額のみ記載された資料及び複数の同僚の賞与明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は30万円、申立期間③は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の賞与額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に対し届出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、A社も当時の資料は無いと回答しているため、当該期間における賞与の支給及び厚生

年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間④について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、上記賞与関連資料から、当該期間において、申立人は、オンライン記録より高い額の賞与を事業主から支給されていたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、申立期間①及び④について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ95万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 5 日  
② 平成 17 年 12 月 29 日  
③ 平成 18 年 8 月 5 日  
④ 平成 18 年 12 月 28 日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額が誤った額で届出されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社から提出された当該期間の支給額のみ記載された資料及び複数の同僚の賞与明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（95万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の賞与額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に対し届出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、A社も当時の資料は無いと回答しているため、当該期間における賞与の支給及び厚生



年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間④について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、上記賞与関連資料から、当該期間において、申立人は、オンライン記録より高い額の賞与を事業主から支給されていたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、申立期間①及び④について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 5 日  
② 平成 17 年 12 月 29 日  
③ 平成 18 年 8 月 5 日  
④ 平成 18 年 12 月 28 日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額が誤った額で届出されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社から提出された当該期間の支給額のみ記載された資料及び複数の同僚の賞与明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の賞与額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に対し届出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、A社も当時の資料は無いと回答しているため、当該期間における賞与の支給及び厚生

年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間④について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、上記賞与関連資料から、当該期間において、申立人は、オンライン記録より高い額の賞与を事業主から支給されていたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、申立期間①及び④について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は75万円、申立期間②は83万円、申立期間③は82万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日  
② 平成18年8月5日  
③ 平成18年12月28日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額が誤った額で届出されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、75万円から90万円までの標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、80万1,000円から85万5,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は75万円、申立期間②は83万円、申立期間③は82万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の賞与額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に対し届出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は95万円、申立期間③は105万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 5 日  
② 平成 17 年 12 月 29 日  
③ 平成 18 年 8 月 5 日  
④ 平成 18 年 12 月 28 日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額が誤った額で届出されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社から提出された当該期間の支給額のみ記載された資料及び複数の同僚の賞与明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は95万円、申立期間③は105万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の賞与額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に対し届出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、A社も当時の資料は無いと回答しているため、当該期間における賞与の支給及び厚生

年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間④について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、上記賞与関連資料から、当該期間において、申立人は、オンライン記録より高い額の賞与を事業主から支給されていたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、申立期間①及び④について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は40万円、申立期間③は50万円、申立期間④は51万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②から④までの上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月5日  
② 平成17年12月29日  
③ 平成18年8月5日  
④ 平成18年12月28日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額が誤った額で届出されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②から④までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、40万円から55万円までの標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、42万8,000円から53万4,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、申立期間②は40万円、申立期間③は

50万円、申立期間④は51万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の賞与額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に対し届出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、A社も当時の資料は無いと回答しているため、当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は25万円、申立期間②は25万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 5 日  
② 平成 18 年 12 月 28 日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額が誤った額で届出されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①は25万円、申立期間②は28万円の標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、申立期間①は26万7,000円、申立期間②は25万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は25万円、申立期間②は25万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の賞与額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に対し届出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は20万円、申立期間②は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成元年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日  
② 平成18年8月5日  
③ 平成18年12月28日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額が誤った額で届出されているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された当該期間の支給額のみ記載された資料及び複数の同僚の賞与明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は20万円、申立期間②は25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、実際の賞与額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に対し届出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、申立人は賞与明細書を保管しておらず、上記賞与関連資料から、当該期間において、申立人は、オンライン記録より高い額の賞与を事業主から支給されていたことは推認できるものの、厚生年金保険料の

控除について確認又は推認することができない。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（石川）厚生年金 事案 8844

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万8,000円、申立期間②は6万7,000円、申立期間③は8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、元清算人から提出された上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、申立人から提出された「平成16年度町民税・県民税特別徴収税額の通知書」及びA社の元清算人から提出された「平成16年分給与所得の源泉徴収票」において確認できる保険料控除額から、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、元清算人から提出された上記賞与に係る資料には、申立期間①から③までに申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合

計金額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社から毎月の月例給与とともに、申立期間①は3万円程度、申立期間②は当該金額の2倍程度の賞与が支給されたと主張しているところ、元清算人から提出された上記賞与に係る資料で確認できる社会保険料の合計金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、申立人の主張並びに元清算人から提出された上記資料等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は2万8,000円、申立期間②は6万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月\*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る貸金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8845

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月26日から同年11月1日まで

申立期間について、A社で営業に従事し、グループ会社であるB社とを行き来していた。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において勤務していたとする複数の同僚は、「申立人は途切れなく勤務していた。」と証言していることから判断して、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社からB社に出向していた同僚は、「A社からB社への出向者は、全員継続勤務し、勤務形態も変わらなかった。」と証言しているところ、当該出向していたとする複数の同僚はいずれもA社において申立期間に係る被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年8月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 52 年 6 月まで

申立期間当時、A社（現在は、B社）C支店に勤務しており、退職するまで毎年昇給していたが、年金記録では、申立期間の標準報酬月額が下がっている。申立期間の標準報酬月額は、10万4,000円と記録されているが、申立期間直前の昭和51年7月から同年9月までの標準報酬月額と同額の11万円だと思うので、申立期間の標準報酬月額を、11万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「退職するまで毎年昇給していたが、申立期間の標準報酬月額が下がっている。申立期間の標準報酬月額を、11万円に訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間当時の給与支払明細書等の保険料控除を確認できる資料を保管していない上、B社は、「当時の資料について、申立人の給与を確認できる資料は無い。」と回答している。

また、申立人のA社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票に記載された昭和51年7月の随時改定及び同年10月の定時決定の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない上、当該記録は、同社同支店が申立期間当時に参加していたD厚生年金基金の申立人に係る標準給与月額の記録と一致している。

さらに、申立人の申立期間の標準報酬月額は、昭和51年10月に定時決定されているところ、当該決定は、同年5月から同年7月までを算定対象月とし、算定対象月の平均報酬月額を基に標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決定されたものと考えられるところ、当該決定においては、残業手当等の非固定的賃金も含まれることから、固定的賃金が減額していなくても、算定対象月の



非固定的賃金の変動により、従前より低い標準報酬月額で定時決定されたとしても不自然とは言えない。

加えて、申立人と同時期にA社C支店において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額の記録を検証したところ、申立人と同様に7月の随時改定で標準報酬月額が上がったものの、同じ年の10月に定時決定により標準報酬月額が下がった同僚が複数確認でき、申立人の申立期間の標準報酬月額のみが低く記録されているという事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8847

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 62 年 3 月 21 日まで

高等学校を卒業後、A社において勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は昭和 62 年 3 月 21 日資格取得となっており、申立期間に被保険者記録が無い。同社の事業主は父親であり、申立期間当時、健康保険は父親の扶養となっていたが、働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親であるA社の元事業主、申立人の姉及び同社の複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、「当時、父親から小遣いを毎月もらい、給与明細書は見たことがない。」と記憶している上、A社は既に解散し、申立人の父親である同社の元事業主は、厚生年金保険の届出に係る資料の保管は無い旨回答しており、賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料の提出も無い。

また、申立人は、「健康保険は父親の扶養となっており、父親と同じ健康保険証を使用していた。」と記憶しているところ、申立人の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立人は、申立期間において、父親の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日であるオンライン記録の昭和 62 年 3 月 21 日は、厚生年金保険記号番号払出簿に記載されている資格取得日と同日であり、訂正された形跡は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8848

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 5 月 18 日まで  
② 昭和 54 年 5 月 18 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間において、A事業所に休業代替のB職として勤務していたが、同事業所を管轄していたC事業所（現在は、D事業所）の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間に係る辞令が2つあり、勤務していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令により、申立人は、申立期間①及び②において、A事業所にB職として勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所は、「当時の資料が残っていないため、申立人に係る記録を確認することができない。」と回答しているとともに、同事業所を管轄するD事業所も、「B職の記録は永年保存ではないので、申立人に係る当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、D事業所は、「当時、原則として、採用期間が2か月を超えない場合は、厚生年金保険に加入させていなかった。例外的な取扱いがあったかは不明だが、厚生年金保険に加入せずに保険料だけ控除するということは考え難い。」と回答している。

さらに、E事業所は、「申立期間当時、休業の代替要員は、辞令書に記載されている採用期間が2か月を超える場合であっても、その実態は、2か月以内の採用期間を合算したものであったことから、休業の代替要員については、採用期間が2か月を超えない者と同様に、厚生年金保険には加入させていないこともあった。」と回答している。

加えて、C事業所の申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8849（中部（愛知）厚生年金事案 8678 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 2 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 34 年 8 月 2 日から 36 年 10 月 25 日まで

前回、脱退手当金を受け取っていないとして年金記録の確認申立てをしたが、記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、A社退職後は、結婚して引っ越しており、支給決定日の頃は、実家にも戻っていないため脱退手当金を受け取りに行ける状況ではなかった。

脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無いので、再度調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 10 月 25 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした 17 人（申立人を除く。）のオンライン記録を調査したところ、11 人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、当時の事務担当者が、「会社が脱退手当金の手続をしていた。辞めるときに受給する人は多かった。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の 37 年 3 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 26 年 10 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無

いので、再度調査してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の資格喪失日前後2年以内にA社において資格を喪失した者のうち、2か月以内に被保険者資格を再取得している者を除く脱退手当金の受給要件を満たした12人（申立人を含む。）のオンライン記録を調査したところ、12人全員に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当時の事務担当者が、「会社が脱退手当金の手続をしていた。」と証言しているとともに、申立人の脱退手当金は、資格喪失日から約5か月後の昭和37年3月30日に支給決定されており、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、「支給決定日の頃は、結婚して引っ越したばかりで土地勘も無く、脱退手当金を受け取りに行ける状況ではなかった。」と主張しているものの、当時の脱退手当金の支払は当地払又は隔地払によることとなっており、いずれの支払方法においても、本人が直接受給することはもちろんのこと、本人の委任に基づく代理受領も可能であった上、支給決定日は、当地払の場合、脱退手当金の裁定庁において実際に現金を受領した日であるが、隔地払の場合、銀行又は郵便局で受領することから、実際に受取人が脱退手当金を受領した日ではなく小切手振出日であり、振り出された小切手は1年間有効であったことなどを踏まえると、申立人の当時の状況を考慮しても、受給できなかったとまでは言えない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。